

## 香芝市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月27日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

### 第3 監査の対象

生活安全部（生活安全課）

### 第4 監査の実施期間

令和4年12月21日から令和5年1月25日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

- (1) 地方公共団体が徴収する使用料について、地方自治法第228条第1項により、使用料に関する事項については条例で定められなければならないと規定されて

いる。また、使用料条例には、その金額、徴収の時期、方法等の他、減免の方法、程度等を規定するのが適当と解されている。

近鉄五位堂駅北自動車駐車場の使用料は、香芝市自動車駐車場条例（以下「自動車条例」という。）及び香芝市自動車駐車場施行規則（以下「自動車規則」という。）に基づいて、徴収されているところであり、自動車規則第9条には使用料の不徴収に関する規定が設けられている。当該駐車場使用料を徴収しない場合は、その可否を自動車規則第9条の規定と照らし合わせて判断することになるが、そもそも本来徴収されるべき使用料を裁量により不徴収にするのであれば、それは使用料の免除に該当し、その規定は規則ではなく、条例に定めるのが適当であると考えられる。

以上のことから、自動車規則第9条にある使用料の不徴収に関する規定については、その要否を実務と照らし合わせて検討し、減免の必要性があれば、自動車条例に規定されたい。